

## 画像の意匠の審査基準に関する検討の進め方について（案）

### 1. 検討の前提

#### （1）意匠審査基準ワーキンググループにおける検討の位置づけ

画像デザインの保護拡充に関する検討については、産業構造審議会意匠制度小委員会における約 2 年の検討を踏まえ、同小委員会報告書「創造的なデザインの権利保護による我が国企業の国際展開支援について」（平成 26 年 1 月）において、短期的及び中長期的な視点から検討を進めることとされた。

当ワーキンググループでは、そのうちの短期的な対応の前提として、同小委員会報告書記載の論点について、意匠審査の実務運用の観点から検討を行う。その検討結果（意匠審査基準改訂案）については、当ワーキンググループから意匠制度小委員会に報告し、制度の在り方についての更なる検討に付されることとなる。

#### II. 画像デザインの保護拡充について

##### 3. 対応の方向性

##### （4）今後の検討の在り方

<前略>情報技術の発展等によって、物品の種類（パソコンとスマートフォン等）による保護のバランスを失しかねない状況に至っていることを踏まえ、意匠法第 2 条第 2 項の「機能」に係る審査基準を改訂することにより、

①物品にあらかじめ記録された画像のみではなく、後から追加される操作画像を保護対象とし、

②パソコンの操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、

画像デザインの登録要件について、関係する産業界からも広く参画を得つつ、意匠審査基準ワーキンググループで具体的検討を行う。

この検討結果については意匠審査基準ワーキンググループから当小委員会に報告するとともに、当小委員会で制度の在り方について更なる検討を行うこととし、それに合わせ、実施・侵害行為、過失推定等の関連規定の解釈を明確化し、エンドユーザーの行為、プロバイダ等の行為等の取扱いを整理すべく検討を行う。

そして、以上の対応の状況、ユーザーニーズ及び国際整合性の観点を踏まえつつ、中長期的には、クリアランスツールの精度を高めることを大前提に、前記 II 2（2）で示した課題を中心に、制度の在り方を引き続き当小委員会において検討する。

#### （2）意匠審査基準ワーキンググループにおける検討の範囲

当ワーキンググループでは、画像の意匠について、現行意匠法の枠内、すなわち、「物品（物品の部分を含む。）の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合」とし

て定義される意匠（いわゆる、物品との一体性要件）を前提とした上で、意匠審査基準の改訂による保護対象の拡充を視野に入れた具体的検討を行う。

## 2. 現状と課題

### （1）現行意匠審査基準における画像の意匠の保護

#### a) 意匠法第 2 条第 1 項の規定により保護される画像の意匠

同項の文言上明記はないが、液晶表示の登場に端を発する審査基準の整備と明確化に係るユーザーニーズを踏まえ、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であって、当該物品にあらかじめ記録されたもの（液晶時計の時刻表示など）を、同項に規定する意匠、すなわち、物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合に該当するものと定めている。

#### b) 意匠法第 2 条第 2 項の規定により保護される画像の意匠（平成 18 年改正）

平成 18 年の意匠法改正において同項が新設され、「物品の操作（当該物品がその機能を発揮できる状態にするために行われるものに限る。）の用に供される画像」が、物品の部分に係る意匠に含まれることが、明文で規定された。（例えば、携帯電話機の通話機能用操作画像など。）

### （2）画像デザインを巡る近年の状況

情報技術の発展を背景に、様々な製品やサービスにおいて利用者が画像デザインに接する機会が拡大し、その使い勝手等の側面が製品価値に影響を与える大きな要因となっていることから、分野や業種を問わず、企業等における製品開発において画像デザインの重要性が増している。

また、製品の流通形態として、事後的にソフトウェアを追加、置換等して機能を拡張可能な製品が市場に増加しており（スマートフォン、電子書籍リーダー、デジタルカメラ、スマート家電など）、電子計算機（典型的にはパソコン）とその他の物品との境界が曖昧になってきている。

そのような社会状況とも呼応するように、ソフトウェアによって表示される画像か否か判断を付け難い画像の意匠についての出願（※）と、その登録件数も増加の傾向にある。

※ 例えば、意匠に係る物品を「携帯情報端末」とし、特定の機能を備えた物品の画像であると説明記載した出願。

また、諸外国の動向として、米国では、近年、画像の意匠の登録件数が増加しており<sup>1</sup>、中国では、專利審査指南（日本における意匠審査基準に相当するもの）の改

<sup>1</sup> 画像に関する意匠特許の発行件数 2012 年：597 件、2013：1084 件、2014 年：1184 件（特

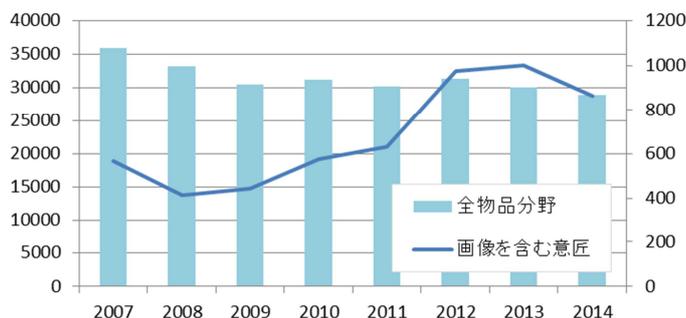
正により、2014 年 5 月 1 日から、グラフィカル・ユーザ・インターフェイスを含む製品のデザイン（製品機能の実現と無関係な壁紙等の画像を除く。）を、専利法に基づく外観設計（意匠）の保護対象として加えるなど<sup>2</sup>、画像デザインの意匠保護を巡る国際的な状況にも変化が生じている。

### （3）画像の意匠の出願及び審査の状況

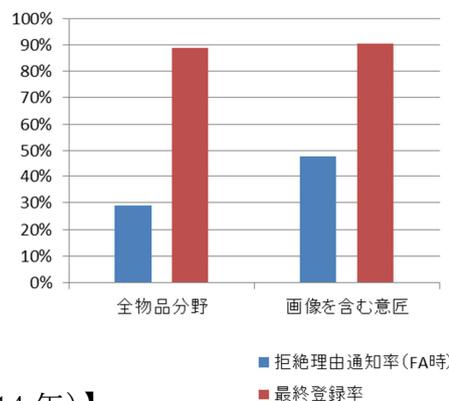
意匠法第 2 条第 2 項による物品の操作の用に供される画像が導入された 2007 年以降、意匠登録出願の件数全体は緩やかな下降傾向にあるが、画像の意匠の出願件数は増加傾向にあり、画像デザインの重要性の高まりと共に権利保護の意識も高まっていることがうかがえる。

また、画像の意匠の出願の審査に関しては、2012～2014 年でみると、最終登録率は全物品分野とほぼ同じ値であるものの、ファーストアクション時の拒絶理由通知率は全物品分野に比して大幅に高い。その拒絶理由の内訳としては、意匠法第 3 条第 1 項柱書（工業上利用性）と同条第 2 項（創作非容易性）の割合が高く、同条第 1 項（新規性）の割合は低い。

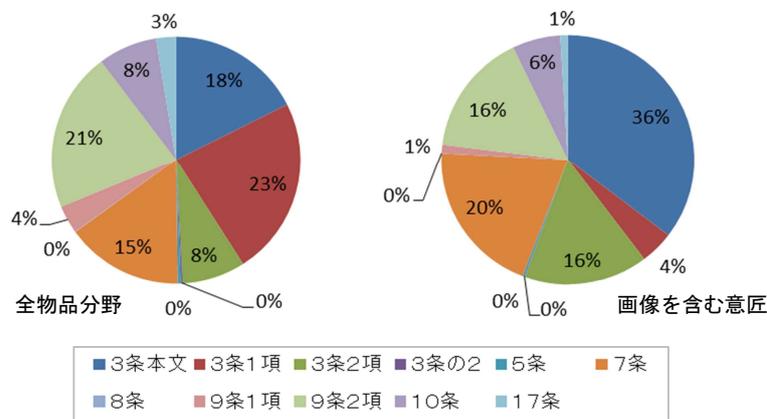
【出願件数推移】



【FA 時拒絶理由通知率及び最終登録率（2012～2014 年）】



【拒絶理由内訳（2012～2014 年）】



許庁調べ)

<sup>2</sup> 国家知識産権局の「専利審査指南」修正に関する決定（第 68 号）（JETRO 北京事務所仮訳）  
<http://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/law/pdf/section/20140312.pdf>

よって、画像の意匠の出願の審査においては、「意匠を構成するものであること」や「意匠が具体的なものであること」といった要件（意匠法第 3 条第 1 項柱書）の判断、及び、創作非容易性（同条第 2 項）の判断の重要度が高いことがうかがえる。

#### （４）画像の意匠についての審査基準を再整理する必要性

上記のとおり、電子計算機（パソコン等）とその他の物品の用途及び機能を単純・画一的には区別できない社会事情、ソフトウェアに起因する画像の意匠について登録を求めていると推測される出願が確実に増加している現状を踏まえ、現行意匠法の規定が許容する範囲内で、画像の意匠に関する意匠審査基準を再整理する必要がある。

### 3. 検討の論点

#### （１）登録要件（保護対象）

上記意匠制度小委員会報告書に示された①及び②の操作画像を保護対象とすることを視野に入れ、以下の論点について検討を行う。

##### ① 物品（専用機）に後から追加される操作画像の扱い

現行意匠審査基準上必ずしも明確ではないものの、従来、意匠に係る物品の製造（出荷）時以降に当該物品に追加される操作画像については意匠法の保護対象として含まれないとの理解に基づく審査運用を行っているが、その一方で、出願の意匠が物品に後から追加される画像であることを願書及び図面の記載から一義的に導き出せないものについては、これを拒絶の対象とはしていない。

情報技術の発展等に伴う実態を踏まえ、今後は、アップデートにより物品（専用機）に後から追加される形で当該物品と一体化する操作画像についても、意匠審査基準上、意匠法の保護対象として取り扱うことを明記することについて検討する。

##### ② 電子計算機（汎用機）に後から追加される操作画像の扱い

従来、電子計算機（パソコン等）は、情報処理がその本来的な機能であるため、その表示部に表示される操作画像は、電子計算機の情報処理機能発揮後の画像であること（意匠法第 2 条第 2 項）を理由として、原則拒絶する審査運用を行ってきた。

電子計算機の製造及び流通に係る実態を踏まえ、今後は、汎用機としての電子計算機に対して、ソフトウェアのインストールを介して電子計算機と一体化する

ことで、付加機能付き電子計算機を構成する「機能」に係る操作画像についても、意匠審査基準上、意匠法の保護対象として取り扱うことについて検討する。

#### 【保護拡充の検討対象とする画像】

後から追加される操作画像
(専用機) 当該意匠に係る物品が具備する機能として当然の範囲内の機能に係るアップデートの操作画像
(汎用機) ソフトウェアのインストールにより電子計算機と一体化する機能（電子計算機の付加機能）に係る操作画像

## (2) 創作非容易性

意匠法における画像の意匠の保護は、GUI（グラフィカル・ユーザ・インターフェイス）という人と機械との接点、すなわちマン・マシン・インターフェイス系における視覚的表現を取り扱うものであることから、物品表面に付される装飾模様の場合とは異なり、一定の用途及び機能の達成を目的とする実用的な視覚的表現に係る創作をその対象としている。

これら画像の意匠の創作においては、当該画像を介して実現しようとする物品の機能や使用者のユーザビリティの向上の観点が最も重要視され、そこに多くのデザイン投資がなされているという近年の画像デザインの開発実態に鑑みると、そのような創作の成果が新たな視覚的特徴として表れた画像の意匠のみを適切に保護し、他方、ありふれた手法に基づいて創作されるような創作性の低い画像については、それらが独占権を有することがないように、できる限り意匠権による保護の射程から外し、当業者の自由利用に委ねることが重要である<sup>3</sup>。

また、画像の意匠に関する審査においては、全物品分野と比べ、拒絶理由通知率が大幅に高いことを踏まえれば、画像の意匠について意匠審査基準を明確化し、状況の改善を図ることが重要である。

よって、上記保護対象に係る検討と併せ、画像の意匠についての創作非容易性判断に係る審査基準の明確化を図るため、今年度実施した「画像デザインの開発手法の実態に関する調査研究」の結果を踏まえつつ、意匠審査基準に、容易に創作することができる画像の意匠の例及び適用に際しての考え方を追記することを検討する。

<sup>3</sup> このような創作非容易性の判断基準明確化の重要性は、第 21 回意匠制度小委員会（資料 7 等）においても示されている。

#### 4. 検討の進め方について

画像の意匠の創作非容易性に係る審査基準の明確化は、当業者の自由利用に委ねられる画像デザインの範囲の明確化に繋がるものであり、結果として、ユーザーによる意匠登録出願やクリアランスの要否検討に利用可能な情報を提供することにもつながると考えられる。

よって、まずは上記 2. (2) 創作非容易性の論点から検討を開始し、当該検討結果も踏まえつつ、2. (1) 登録要件（保護拡充）についての検討を行う。

以上